

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和6年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		3,276	t-CO ₂
①を （温室除く 二酸化炭素 換算） 排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	③メタン		t-CO ₂
	④一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑧三ふっ化窒素		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑧合計）		3,276	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項目	基準年度 令和6年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和9年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量	3,276	t-CO ₂	3,178	t-CO ₂	3.0

項目	基準年度 令和6年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和9年度 目標削減率	
	原単位当たりの 排出量		t-CO ₂		t-CO ₂	

(2) 目標設定の考え方

令和4～6年度の目標削減率は、館内照明のLED化が大きな要因となり目標を大きく上回る結果になりましたが、令和7～9年度の目標削減率は、当院の診療科、自家発電装置の稼働状況からみて温室効果ガスの更なる排出は困難になると考えます。そのため、空調機等の運転時間変更や館内照明のLED化による電気使用量削減、職員の意識向上を図ることにより、令和9年度の温室効果ガス排出量の目標削減率を令和6年度排出量に対し1%/年×3年=3%とします。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の行動の実践・冷暖房、給湯	<ul style="list-style-type: none"> ・熱源と空調機器の運転時間変更による動力低減 ・冷水、温水2次ポンプの台数制御の高効率化による動力の低減 ・空調用給気ファン、排気ファンの運転時間見直しや間欠運転の導入による動力の低減 ・使用していない部屋の空調停止の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷温水発生機の運転時間短縮を実施する ・外調機の運転時間短縮を実施する ・使用していない病室等の空調停止を実施する
省エネルギー・省資源の行動の実践・照明	<ul style="list-style-type: none"> ・各部屋不使用時の消灯徹底 ・職員用施設の照明の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・未使用の病室等の消灯を実施する ・照明の間引きを行う
省エネルギー・省資源の行動の実践・OA機器	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン、コピー機等の退社時の電源OFFの徹底 ・省エネに優れたPC、プリンタ、複写機への入替 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン、コピー機等のスリープモードの利用や退社時電源OFFを実施する ・旧型機器を早期かつ優先的に入れ替える
省エネルギー・省資源の行動の実践・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター、エスカレーターの運転時間短縮及び運転台数の見直し ・省エネ型自販機への入替 	<ul style="list-style-type: none"> ・エスカレーターの運転時間の削減は継続する。 ・エレベーターの運転台数を時間により制御する ・自販機設置業者により省エネ性能が高い機器への早期入替を要請する
自動車利用における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・来院時PHV、EVを使用しやすい環境の整備 ・有車車をハイブリッド、PHV、EVへ入れ替える 	<ul style="list-style-type: none"> ・外来者駐車場へ充電装置を設置する。 ・次回車検時に入れ替える

指針第1号様式

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標 (2030年度)
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	%

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

--

(3) 環境価値 (クレジット等) の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

- ・ 定時退社に努める。

--